

令和元年 7 月 31 日

○規則

小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部  
を改正する規則

小田原市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月31日

小田原市長 加藤憲一

## 小田原市規則第12号

小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年小田原市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「こと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条第1項に規定する施設のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものであって、入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。

第9条中「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第13条第2項第3号中「。附則第2条第2項において同じ」を削る。

第34条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第42条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定す

る事業を行うものであって、市長が適當と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第3条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条第2項中「（第19条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月31日

小田原市長 加藤憲一

## 小田原市規則第13号

小田原市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市保育所条例施行規則（昭和42年小田原市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中「午後6時30分まで」の次に「（土曜日にあっては、午前7時30分から午後4時まで）」を加える。

第5条及び第6条を次のように改める。

（法定外保育に係る保育料の額）

**第5条** 条例第6条に規定する保育料（以下「保育料」という。）の額は、各保育所の入所定員にかかわらず、当該保育所の入所定員を90人とみなして特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）に基づき算定した公定価格に相当する額とする。

（準用）

**第6条** この規則に定めるものほか、保育料の徴収等については、小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則（平成27年小田原市規則第19号）第6条から第8条までの規定を準用する。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。